

**Q IFRSと日本基準で関連当事者の開示内容に違いはありますか？**

**A** IFRSにおける関連当事者の範囲については、実質的な影響により判断するものがあり、詳細な規定のある日本基準とは異なっています。



**解説**

**1.範囲の主な違い**

関連当事者の範囲に関する主な相違点については以下の通りでありIFRSでは**実質的な影響**により判断することを求めている。

項目	日本基準	IFRS
主要株主及びその近親者	主要株主(10%以上保有)及びその近親者は関連当事者に該当する。	重要な影響を及ぼしているか否か <b>実質的に判断</b> して、関連当事者に該当するか否かを決定する。主要株主については議決権割合で判断することは明示されていない。
重要な子会社の役員及びその近親者	関連当事者に該当する。	関連当事者に該当しない。
近親者の定義	該当する個人の2親等以内の親族と明示されている。	該当する個人に影響を与える、または当該個人から影響を受けると予想される親族の人員とされ、 <b>実質的な判断</b> が必要とされる。
経営幹部に対する報酬	経営幹部に対する報酬は関連当事者の注記ではなくコーポレートガバナンスの状況で開示される。	関連当事者の注記として開示が必要とされる。
開示の対象となる取引の重要性	取引開示に係る重要性の判断基準が明示されている。	取引開示に係る重要性が明示されておらず、 <b>実質的な判断</b> が必要とされる。

## 2.実務における影響

- ①IFRSの原則主義に沿った点で重要性の判断基準が明示されていないため、IAS第1号「財務諸表の表示」の基本的な取扱いに従った実質的な判断が必要とされることから、開示範囲が広がる可能性もある。
- ②個人に影響を与える、または当該個人から影響を受けると予想される親族の範囲については、各役員の方の状況によることになるため、事前に質問書等にて範囲を明確化しておくこと等の対応が考えられる。

**Q** 関連会社に対する投資を行っているのですが持分法について日本基準との相違点を教えてください。

**A** のれんの償却、減損処理などの会計処理において日本基準と異なるほか、適用範囲でも異なる点があります。



1. IFRSと日本基準における持分法を適用するに当たっての主な違いは以下の通りである。

項目	日本基準	IFRS
関連会社の判定における潜在的議決権の判断	潜在的議決権については考慮しない。	潜在的議決権についても考慮する。
連結子会社がなく連結財務諸表を作成しない場合の持分法の適用	他に子会社等がない場合には持分法を適用しない。	原則として <b>持分法を適用</b> する。
売却等により関連会社に該当しなくなった場合の価額	個別貸借対照表上の簿価	該当しなくなった時点の <b>公正価値</b>
会計方針	原則として統一するが、例外規定として情報入手が極めて困難な場合やIFRSやSEC基準に準拠している場合は一部を除き統一する必要はない。	会計方針は統一しなければならない。
のれんの償却	のれんの償却額を持分の変動として反映させる。	のれんは非償却である。
減損処理	個別財務諸表上の減損処理後の簿価が連結上の簿価を下回った場合には、当該差額だけのれんの帳簿価額を減額する。	<b>使用価値</b> と売却処理費用控除後の <b>公正価値のいずれか高い方</b> を用いて、連結上の簿価との差額について減損処理を行う。
非連結子会社	持分法を適用する。	該当する規定はない。

## 2.実務への影響

- ①子会社がなく、個別財務諸表のみ開示している会社の関連会社株式について持分法の注記のみではなく、持分法の会計処理の適用が必要となるため、財務諸表に与える影響を検討しておく必要がある。
- ②影響力がなくなったことにより持分法適用会社から外れる場合においても個別財務諸表上の簿価に戻すのではなく公正価値により評価することになるので、公正価値の算定等留意が必要である。
- ③非連結子会社で持分法のみ適用している会社がある場合にはIFRSでの実質的な判断に沿って連結の範囲を見直す必要がある。

**Q** 1株当たり利益について日本基準との相違点を教えてください。

**A** 計算についての違いはほとんどありませんが、求められている開示項目に相違点があります。



## 解説

1. 1株当たり情報の主な違いは以下の通りである。

項目	日本基準	IFRS
1株当たり純資産の開示	基準に沿って開示することが必要である。	規定がなく1株当たり純資産の開示自体が不要である。
潜在株式調整後1株当たり利益の開示	当期純損失を計上している期については開示が求められていない。	当期純損失を計上している期についても開示が必要である。
非継続事業がある場合についての取扱い	非継続事業の規定がない。	非継続事業と継続事業からの1株当たり利益情報をそれぞれ開示する。なお、潜在株式がある場合の希薄化の判定に当たっては継続事業の1株当たり利益が希薄化するかどうかで判定する。

## 2. 実務への影響

- ① 1株当たり純資産の開示が不要となるため、実務的には簡略化されるが、他方で当期純損失が計上されている場合でも希薄化の効果がある場合には開示が必要とされているため、留意が必要である。
- ② IFRSにおいて非継続事業がある場合は、包括利益計算書自体から区分開示が必要となり、それを受けて1株当たり情報についても開示が求められることになる。

**Q** ストックオプションを発行した場合の会計処理について日本基準との相違点を教えてください。

**A** 大きな相違点はないが、日本基準で規定されている失効に対応する部分を特別利益に計上することは、IFRSでは認められていない。



**解説**

1. ストックオプションの会計処理に関する主な違いは以下の通りである。

項目	日本基準	IFRS
ストックオプションの公正価値が見積れない場合	非上場会社などでは、ストックオプションの単位当たり本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことが認められている。 付与日時点で本源的価値にて見積った後は評価替えしない。	公正価値が見積もれない場合にはストックオプションの本源的価値で測定する。 その後、各決算日及び決済日においても本源的価値により評価替えをする。
権利行使時の会計処理	権利行使に対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、権利行使に対応する部分を払込資本へ振り替える。	具体的な勘定科目についての規定はないが、新株予約権を含めた株主資本項目内の振り替えは認められている。
取り消し及び清算	該当の項目はない。	権利確定が早まったものとして、繰り上げて費用処理する。
権利不行使による失効	新株予約権のうち、失効部分を利益計上する。	特に会計処理を行わず、資本計上を継続する(資本項目内の振り替えは認められる)。

## 2. 実務への影響

- ①付与者との合意等によりストックオプションを取り消した場合においては、権利が前倒しで確定したものと考えられ、取り消しが決まった後の期に計上される予定であった新株予約権に関する費用を一括計上することになるため、影響が大きく留意が必要である。
- ②権利行使期間を超過するなどして権利が失効した場合にもIFRSでは、資本の部にそのまま残高として残すため、失効した新株予約権の残高について資本項目内のどの勘定で残すか明確にしておくことが望ましい。